

〈令和6年8月6日〉

令和6年度 第1回山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 令和6年8月6日(月) 午後2時～3時30分

○場 所 防災新館301会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 足達委員、今井委員(会長)、河内委員、剣持委員、小宮山委員、
竹内委員、中村委員、伏見委員、古屋委員、堀内委員、本田委員、
丸山委員、渡邊委員
以上13名(50音順)

[事務局] 県民生活部 小澤部長
県民生活安全課 岩渕課長、穴水総括課長補佐、鈴木課長補佐、
小林主査、堀込指導主幹、小島主事
県民生活センター 三嶋所長、井口副主幹 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 廣末理財課長

○傍聴者数 2名

○次第

1 開 会

2 県民生活部長あいさつ

3 山梨県消費生活審議会会長あいさつ

4 議 事

(1)「第2次山梨県消費者基本計画」の概要

「第2次山梨県消費者基本計画」数値目標達成にむけた取組

「第2次山梨県消費者基本計画」に基づく令和5年度事業実績

及び令和6年度事業計画

(2) 県民生活センターにおける消費生活相談等の概要について

(3) 第2次山梨県消費者基本計画 数値目標の変更について

(4) その他

5 その他

6 閉 会

【議事】

(議長)

それでは議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議題は大きく3つあります。1つ目が第2次山梨県消費者基本計画についてです。

2つ目が、消費生活の相談とか概要について、3つ目が、数値目標についてです。

それぞれ事務局の方から説明いただいて、皆さんから質問やご意見を聞きたいと思います。

特に1つ目は重要なので、これに関しては、事務局の方から説明いただいた後に、1人ずつ、皆さんに何か関係することの質問でも結構ですので、ご意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目に入りたいと思います。まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

〈事務局から資料1(1)～(3)について説明〉

(議長)

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、第2次山梨県消費者基本計画の概要と数値目標達成に向けた取り組みと、令和5年度の実績及び、6年度の事業計画について、かいつまんでお話していただきました。

この件に関してですが、皆さんから、何かしら関わっているところで結構ですので、ご意見、また質問があったらいただきたいと思います。

よろしいですか。

(委員)

今、説明聞いたばかりですので、一点だけ、前回のとき、この点について内容をお聞きした部分があるのですが、消費者行政職員の研修の参加率、これ80%の目標に対して、今年度は49%。昨年度48%ということで、大変、市町村行政において、相談窓口になる、核となる職員の方、その方の研修実績が非常に少ないという部分。これはその前の段階では市町村における相談窓口という部分もカバー率が非常に低かったと。これは数市町村、隣接する市町村での共同で窓口も設置できるのではないかと、そういったような部分での指摘もさせてもらったのですが、大変そちらのカバー率は上がってきているのですが、一方相談窓口は設置しても、職員の教育という部分の参加率が低くて、十分な相談対応ができないということであれば、これはただ設置しただけで、用を成していない。ましてやその下にある出前講座の市町村の割合も75%の目標に対して33%。こここのところは両方が数字的には比例するものなんじゃないのかなと思います。

こここのところはですね、確かに、後ろの方の説明でいけば6回の講座を受けるというような内容のものに繋がってくるのかなと思いますが、研修のやり方、時期、それからその効率的な研修の持ち方、そういったところも工夫をしながら、なるべくこの消費者

行政に携わる市町村の職員については100%の研修受講をもって、相談対応がしっかりできるようなものを備えていかないと、いくら計画を立てたところでその対応については不十分になってしまう。

逆にこれ不十分であるというだけの結論で済めばいいのですが、相談をする側としたら不満にしかならないと思います。ですからその点についてはですね、これは、今度は県の指導として市町村に対しての徹底を図るようなことも検討していただければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

それでは皆さんのご意見聞いた後で、もし事務局の方から回答があったら、まとめて回答していただきたいと思います。

それでは、委員お願いします。

(委員)

今、委員がおっしゃったことが本当にごもっともだと思っています。

目標の数値を立てても、それに皆さん一生懸命県の職員の方たちも努力をされていると思うのですが、数字っていうものが如実に現れてくると。やはり市町村の人たちの連携、職員の連携とそれから、教育なんていう言い方ではないのですが、窓口の人たちの対応をする方を作っておかないと、私たち消費者が一番近くのところに頼っていても、その窓口が、一応名前あっても対応する人がいないから駄目だっていうふうに言われたら、そのあとどういうふうにすればいいのかなとなってしまいます。

先ほど委員長さんが洗濯機のことをおっしゃいましたけども、ここに行けば、こういうことを教えていただけるっていう部分があると、安心して消費者も行けると思うので、ここの部分っていうのは目標を立てたなら、それに見合うような、県の方の指導という形で、市町村の職員の方たちとの連携を深めて、もう少し数字が上がるようにしていただければなと私も思います。

(議長)

はい。ありがとうございました。

それでは、お願いします。

(委員)

私も消費者教育について、先ほど、両委員の方がおっしゃったとおりだと思っております。

感じていることはですね、消費者教育って、消費者と事業者と生産者と連携が必要じゃないかと思っています。確か私の記憶ですと、コロナの前は県立文学館で生産者、事業者、消費者が一堂に会して意見交換をするなど、総合的な連携をとった消費者教育の展開をされたように記憶しておりますので、ここで説明いただいたように数値管理がき

ちっとされてですね、それは結構なことだと思いますけど、数値だけの評価じゃなくて、生産者にはこういう問題がある、事業者にはこういう問題がある、消費者にとってはこんなことで悩んでいるというようなことを、すべて連携したような教育をされるべきではないかなと、こんなふうに思っております。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。それではお願いします。

(委員)

消費者教育の件、弁護士会でも出前授業をやっているし、消費者教育だけではなくて、例えば、学校に、小学校から大学まで対象にして模擬裁判やら、選挙権の問題、あとはいじめ防止の授業とか、消費者教育の出前授業などを行っているのですが、消費者教育については全くないというわけじゃないのですがやっぱり出前授業の要請が少なく、年間1、2件ぐらい、というところまでとどまっています。

県でどういうところに行って、どういう内容の出前授業をやって、年に何回ぐらいの出前授業へ行っているのか、そこら辺の具体的な内容と数値を教えていただければありがたいなと思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

私の方では、消費者教育のことについてお聞きしたいのですが、資料の1-2のところの消費者教育6番のところ、全高校における社会への扉等を活用した実践的な消費者教育の実施率ということで、令和5年に100%になったということになっているのですが、私、昨年もこの委員をさせていただいて、そのときにお話をしたのですが、1つの高校で1回でもこの社会への扉を活用した教育をすれば、もうそれでその高校は100%というふうに数えているのかどうかということなのです。

教育に限らずすべてのことが、1回何か学んだらすべて自分のものになるっていう話ではなくて、やっぱり繰り返し学ぶっていうことが大切だというふうに思っています。1つの高校でいいのですが、1回なのか、何回消費者教育っていう、社会への扉を利用した教育をしているのかということが、分かったら教えて欲しいと昨年質問したのですが、そのところはまだわからないという答えだったように記憶しています。もしそれが、ここの高校では何回実施したとかっていうことが分かれば、今日お聞きしたいなというふうに思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

今の質問ですが、もし回答があるようでしたら、事務局の方から回答願いたいと思います。

(事務局)

まず、資料 1-2 の、消費生活センターの人口カバー率とか研修に関するご発言だったと思いますが、総じてカバー率自体、量としては成果が上がってきているけれども、もっと質を上げるべきというご意見があるというふうに承りました。

まず、カバー率につきまして、94%と上がっているところでございますけども、こちらにつきましては甲府市で周辺の市町村と連携して、連携中枢都市圏構想という、消費に限った話ではないのですが、その中の 1 つとして消費生活センターの相談についても連携するというところで、数字が上がったということでございます。

研修の参加率につきましては、目標に対して低調であるというところですが、コロナの方の対応など、昨年度で一段落してきて、その前の年度につきましては、非常に繁忙感が高まったということは伺っておりますので、それが落ち着いてきたということも、今後上昇する可能性の要因と考えております。研修参加については、相談員が少ない、職員が少ない市町村につきましては、なかなか出向いて研修に行けないというような事情も伺っていますので、そういったところに対してはオンライン研修会などを促すということを昨年度来、行っているところで、そうしてもらいますと移動にかかる時間が節約といふかなくなりますので、研修率上昇になってくるのではないかと考えており、そういったところを今後引き続き情報提供して促して参りたいと考えております。

出前講座につきましては、後ほど県民生活センターの方からまた実績とかのご説明があるかと思っておりますので、そちらでカバーされるので、私の方で具体的な数字は持っていないところでございます。

社会への扉ですかね、こちらにつきましては、昨年度確かに回答しておりまして、高校の家庭科の方で取り上げられたということをもちまして、100%に昨年度からしているというところまで、全国的にもそういった形で数字は計上していると承知しております。各高校の実態につきましては、教科書の中に社会への扉に関する内容が盛り込まれていることをもって 100%としているということで、各高校で実施されているというふうに認識しております。各高校がどういった状況かということにつきましては、承知していないところでございます。

(議長)

ありがとうございます。もう 1 回確認ですけども、今の質問の 1 つは、高校に出前講座を行うときに、全校生徒を対象に行なっているのかどうかという、例えば 1 つのクラスとか、そこだけやって 100%になっているかじゃなくて、ちゃんと全校生徒全員に少なくとも 1 回はやっているかということの確認と、多分それだけでもやっぱり十分ではなくて、何回か繰り返しが必要だという提言だと思うんですけども、そういう話ですね。

(委員)

そうなのです。高校で社会への扉を利用した学習をしているということは分かったのですが、具体的にどういうふうな形で、子供たちが学んでいるのかっていうのが分からない。

それで、今、説明をしていただいて、家庭科の中に社会への扉が載っていて、そこで学んでいるっていうお話ですよ。それはわかったのですが、教科書だと1回それを通り過ぎればもう二度とやらないってことですよ。ということは、その高校生活の中で1回しか学んでないっていうことではないというふうに私は理解をしたわけです。

さっきも言ったのですが、学ぶっていうことは1回学べばそれでいいっていう話ではなくて、やっぱり繰り返して何回も学んで、ちゃんとした消費者に育っていくのかなというふうに思うので、その回数とかが分かればというふうに思ったのですが、基本は1回っていう、認識でよいのでしょうか。

(議長)

多分憶測ですけども、教科書の中に載っているっていうことであれば、1回サッと終われば、そこで終わってしまう、他もみんな教科書で学ぶというのはそういうことかなと思うので、そんなことかなと思うんですけども。

(事務局)

そうですね、教科書で学ぶということですので、ある単元があってそこを学んでいくという。前の章があって次の章があってという流れでやっていくものと承知しているのですが、それが1回なのか2回なのかというところまでは個別には承知しておりません。

(議長)

ここで提言というところで、私も冒頭に話して、消費者教育ってすごく重要かと。いろいろ複雑になってくるし、その辺をもう少し、今以上に学ぶような、これを県が働きかけてどうこうっていう問題でもないのかもしれないですけども。高校であったり、中学であったり、大学とかでも、消費者教育みたいなのが、リテラシー的に入れ込んでいけたらいいかなというふうに思っています。

それでは、委員お願いします。

(委員)

今、高校の話が出ましたので、最初の審議会の際に、学校も対象っていうふうな話を伺ったときに、私学はどうなっているのかと質問をしたと思いますが、この中には私学も含めた数字だということなんでしょうか。ということと、他の委員もおっしゃいましたけれども、消費者と事業者と生産者との連携を持った消費者教育ということで、私どもの生活学校では何年か前に3者が集まりまして一堂に会しまして、それぞれ意見交換をした場面づくりをいたしました。

このようなことを行政も力を入れていただいて、民間と連携を組みまして、こういう場を持っていただけると、よりいろいろな形で消費者として生産者の気持ち、現状、事業者の心とかそういうものも理解ができて、相互の理解が出来ていいのではないかなということは、過去経験した上で感じますので、またこういうことの計画を立てていただけると、さらに消費者教育において、身近なものとして感じていくのではないかと感じましたので、お願いでございます。

(議長)

ありがとうございました。それでは委員をお願いします。

(委員)

私の方では、1点、要望ということになると思うのですが、資料の1-3ですかね、10ページになっている資料の5ページなのですが、上のほうの3の(4)イというところに、消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催というのがございまして、これが委託事業ということになっているのですよね。

私どもはこれを使いたくて、先日、要綱などを見たらですね、非常にハードルの高いものになっていて、4回連続でやらなければいけないとか、中には電話詐欺の講座を1回はしなければいけないとかつというところで、少しちょっと二の足を踏んでしまったというところもあったのですが、これについて、もう少し我々事業者のところで開催しやすいような要綱に変更していただくというところで、もう少しこういった活動が広がっていくのかなと感じましたので、1点、その辺のところを要望として、お伝えしたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。それでは委員をお願いします。

(委員)

今、私が結構気になっていることは、若い子たちが結構いとも簡単に、SNSとかで、闇バイトに手を染めてしまうということです。新聞等で随分そういうことを取り上げたコラムもあったり、特集を組んだりといったこともあったのです。実際に今教育の現場で、ライフステージに伴った教育で、これがすごく大事だと思っていますけど、学校でもこういう内容なんかも取りあげているのかなってということと、若年者が簡単にそれに手を染めてしまうということに関しては、LINE等以外に、知り合いとか、友達とか、先輩からの声かけでそっちに手を染めてしまうということも多いとも聞きますので、その辺も家族で実際の手口を学ぶとか学校でも学ぶとか、実際どういう内容かわからないのですが、そこが今ちょっと気になっているところです。

それと、高齢者は高齢者なりの教育、出前講座等も内容を吟味されていると思いますけれども、単に、「見るだけ読むだけ」っていうことだけではなく、その時の情報を取り込んだ内容で、少し皆さんが興味を持つような内容でないと、なかなか人も集まらな

いし、ただおざなりの内容になってしまうのかな、というようなことも感じたことがありましたので一言申し上げました。

(議長)

ありがとうございました。大学でも、結構二十歳、成人している若者ですけれども、投資で儲かるよっていうのに乗って、高額を投資して、結局は取られてしまうみたいな。一時それが結構大学の中でも、学生同士でそうやって、中にはそれで食って行くからと言って退学してしまう人もいたりとか、今、だいぶ、やばいっていうことで、注意するようになって、その件に関して落ち着いてきたのですけども、そういうのはありますね、若い人もね。ありがとうございます。

委員をお願いします。

(委員)

私は婦人会の代表として来ておりますので、婦人会の取り組みを話したいと思います。

今は、山中湖村とその周辺の活動が多くなっています。高齢者が多いので、若手後継者がなかなかいないのが一番の悩みです。

消費者教育については考えていまして、エシカル消費についてとか、食品ロスについてとか、お隣にいらっしゃる先生に講演をして頂いて、話し合ったりしております。

今日の講演は良かったね、だけで終わらないように、食品ロス削減等についても皆で理解を深め、次につなげるようなやり方をしていきたいなと思っています。

(議長)

ありがとうございます。委員をお願いします。

(委員)

1つ気がかりな部分というか、地域、市町村の消費生活の相談窓口、この実態についてちょっと説明したいと思います。

私は今、2町2市の消費生活相談窓口の、顧問の形をとって従事しておりますけども、まず第1点が、有資格者の相談員が窓口にいても、週1日。これ、消費者庁だと週に4日という規定があるのですね。窓口の開催について。ただここに来て、広域制度を取り込んで甲府市が、昭和町、山梨市、甲州市、というような状況で、何市町村かちょっとわかりませんが、1ヶ所に188(いやや)の電話が集中して、甲府市に行くということになっていますが。もう1つ問題点は、従事している相談員自体が、市町村の役場の兼務、要は専任してできないということと、それからもう1つが、相談するのを、地元の役場ではちょっとしづらいということ。市町村の役場の窓口っていうのは、親戚、知り合い、「ごいっとさん」が多いもので、行ったら非常に恥ずかしい。見栄だとかそういうものが非常に強い方々が多いので、そこで件数も上がらない。あるいはその相談員たちが年間通して何件かっていうと、これ20件受けられるかどうか。ということは1週間に1回しかないその日に狙ってこられる相談というのは、まず、なかなかないの

ですね。

それと、先だって県にお願いしたいことが、Zoom で県民生活センターの講座が開かれました。行政の担当職員がいて、私も Zoom では参加したのですが、前半の講座だけ、これはハイブリッドの対話形式じゃなくて、一方的な、要はカメラも切りマイクも切り聞くだけというような図になっておりました。それで後半の第2部で確か相談員、行政職員とも、話し合いというスケジュールになっていたと思うのですが、ここのところリモートで、ハイブリッド形式で対話ができるような、開催をしていただきたいと思います。というのは、ただ単に見るだけっていうのは、非常に何回も同じこと見てもどうにもしょうがないので、話し合いが非常に重要かと思います。

また私自体が東京のあるところとか、消費者相談の協会の方で、ウィークエンド相談を受けておまして、やはり消費生活相談の窓口の苦情も入ってきてしまう。対応の仕方の苦情も入ってくる。多様化している現在、外国人からの相談も当然入ってきます。それで受けたところがやっぱり山梨県下の外国人であって、窓口の対応の仕方がちょっと、というような意見も何回も聞きました。個人情報もありますのでこれ以上深い話できませんが、とにかく窓口の実態っていうのをよく見ていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。それでは委員お願いします。

(委員)

私は山梨の損保会の代表という形で来ておりますので、何かお役にさせていただけることはないかという点で、一言申し上げたいと思います。消費者教育の充実というのは非常に大切だというふうに思っています。その中でも、先ほどから出ていますが、若年層に向けた消費者教育ということで、損保会は金融機関という大きな枠でもあります。それから損保の会社の商品を販売する代理店さん、山梨の代理店協会っていうのがあります。その方たちが、各学校で出前講座なんかを、消費者基本計画とはまた別の枠でやられたりしていますので、もし出前講座をもう少し充実したいということであれば、我々の組織をうまく活用していただくということがあるのではないかなと思いましたので、お話をさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、委員お願いします。

(委員)

私の方からは、今まで委員の皆様の方が、消費者教育というような観点の中で、若年層の方々に対しての教育に非常に力を入れてかなきゃいけないというようなご意見等があったかと思いますが、私はその部分もあるのですが、高齢者の方々への対応というのも非常に大事だと思っております。

その中で、県の皆様の方も、取り組みに向けたK P I の方の資料も出していただい

おりますけれど、特に見守りネットワークの県内人口カバー率という部分につきましても、令和3年度実績からほとんど変わってない56%、57%というような形の中でなかなか進捗ができてないというような部分もあります。日常的には、常に私どもの地元の方では、防災無線の中で電話詐欺等があったというようなこと、知らせが出されるなど、日常的にネット等の中でも、そうしたようなネットの報告が出ていたというような部分の中で、特に高齢者の方々、お1人でお住まいになっているような方々に対しては、多分こういう情報が氾濫しているってというような状況の中でも、非常に不安な生活を送られているのではないのかなと思います。

その辺、令和3年から、ネットワークというのも大事な部分だと思うのですがカバーができてない、進捗ができていないという部分もありますので、その辺の課題的なもの、なんでこれが進みづらいかなというようなことを、もしよければお話いただければと思います。

(議長)

皆さんどうもありがとうございました。

最初のうちは、数値目標に関して、簡単に言うと絵に描いた餅にならないようにしっかり取り組んでくださいと。

あとは、消費者教育に関して、いろんな意見が出ました。また相談員の充実についてとか。

事務局の方から、手短で結構ですけれども、総体的に何かコメントがあったらお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず、社会への扉の活用につきまして、数値目標の6番、私立学校も入っているのかということに関しては、こちらも入っております。

また、3(4)のイ、事業の要綱が厳しいという点、手を上げにくいというような意見がございました。こちらにつきましても、今年度は初年度ということで、やっておるのですが、今後、やり方を見直す際の参考にさせていただきたいと考えております。手を挙げていただいて、事業を実施することが大切だと考えておりますので、ご意見を参考にしたいと考えております。

出前講座のことに関しましては、後ほど、県民生活センターからの説明のところで補足などをする予定でございます。

高齢者の見守りに関しましては、数字は昨年度、一昨年度とあまり伸びていないというところ。こちら、高齢者の見守りのネットワーク構築は重要と認識しております。今年度に入りましてからは、県内の全町村と一部の市を、担当が自ら回りまして、設置をお願いすることを、4月、5月、6月と行って参りました。成果としまして、今年度、1町、身延町で設置をしてもらえるということになりました。1年後にはなりますが、今年度R6の実績には計上できると考えております。

また、法定設置という言い方をしているのですが、消費者庁が求める要件というのが

いくつかありまして、それを満たさない形で、実質的な高齢者の見守り活動をしているところが、2市1村ございますので、それにつきましては、法定の形にもっていけるように働きかけをしているところでございます。

既存の福祉のネットワークがありますので、それを活用して、福祉のネットワークのほうに高齢者の見守りの機能を付加していただきまして、法定の設置に持っていてもらうという活動も併せてお願いしているところでございます。

(議長)

ありがとうございました。皆さんから非常に貴重な意見が数多く出たかなと思いますので、是非、その辺も含めて今後に活かしていただきたいと思います。

それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。

消費生活相談の概要についてということで、こちらまずは、事務局の方から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して何か質問またはコメント等があったら、お受けしたいと思います。

また、委員の皆さんの方がより詳細な情報をお持ちという方もいらっしゃると思いますので、そういう場合は情報提供していただければというふうに思います。

よろしくお願いします。いかがでしょうか。

(委員)

協力員をさせていただいていまして、協力員宛のメルマガですけど、本当に内容の適切な緊急性のあるメールを送っていただきましてありがとうございます。

これ、私も協力員だけじゃなくて、一般の消費者さんにも、ものすごく有効な啓発活動になるのではないかと考えているんですけど、これは一般の方にも公開しているのでしょうか。

(事務局)

協力員の皆様にお送りしている情報につきましては、そのものずばりということではない部分もございますが、同様にやはり社会で取り上げられている、あるいはちょっと注意をしなければならない、そういったものにつきましては、例えば、今で言う旧Twitter、Xであるとか、Facebookであるとか、あるいはLINEだとか、そういったもので情報を随時提供させていただいているところでございます。

それから、もう1つには、年に2回3回という回数になってしまいますが、「かいじ号」というものを作成しておりますが、その中でも特に消費者の皆様にご注意をしていた

だきたいような内容というのは、その中で記載をさせていただいて、市町村等を通じて、皆様に知っていただきたいということで、取り組みをしているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。旬の情報と言ったら失礼ですけど、緊急性のある情報を送っていただきまして、本当にありがたく思っていますので、また今後ともよろしくお願い申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。委員お願いします。

(委員)

センターかまたは事務局の方にお伺いしたいのですが、今年の春頃に消費者庁が、VRでしたか、仮想現実の機械を使って被害を防止するというので、東京で何か研修が開かれたらしいのです。

それに各自自治体からも、何名か参加したって書かれていて、そういった手法を変えるっていうのですか、さっき言ったように、ただ聞くとか読むとかっていうだけじゃなくて、ああいう体験をすることって1つも2つも何か違う感じがあるということなので、私なんかもそれで研修を受けてみたいなと思いましたので、実際に行かれた方いらっしゃるのですか。

なければいいのですが、そういうものも使って、出前講座にも、連絡すれば貸してくれるようなことも書いてあったので、それも1つのツールとして使っていくと目新しい感じの教育ができるのではないかなと思いました。

(事務局)

今、確認をしたら、今委員がおっしゃったとおり、VRの機材は、各自自治体に貸し出しをしてくれるそうです。ですので、そもそも我々がそれに慣れないとどうにもならないのですが、そういうものがぜひ活用できるように今後検討して参りたいと考えています。

(議長)

ありがとうございます。他には何か。今話していただいた概要ですけども、補足的にこういうのもあるよと、情報提供できる方がいらっしゃるようでしたらお願いしたいと思えますけども。よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思います。数値目標の変更についてということで、こちらはまた事務局の方から説明をお願いいたします。

〔事務局説明〕

(議長)

ありがとうございました。目標値の変更ということで、目標値を上回ったものに関しては、高い目標値を設定するという内容だと思います。

何か質問、ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

目標値を上げるという部分については、大変、生産者側からとしたら、歓迎すべきものだと思います。

今、食育基本計画のところで、目標値が 72%に上がったのでそれを持ってくるという形ですが、食育基本計画の中のこの数値目標っていうのは国が示した基本計画に準じて山梨県も目標を立てるよというところだったと思います。

72%がいいか悪いかっていうことを言うわけじゃないのですが、山梨県の実産状況っていう部分を十分考慮した上で、国の目標はこうだから山梨県もこれでというところは無理があるのかなと。

特に本県の農業の部分におきましては、生産力という部分では、大変園芸に偏っているところがございます、学校給食の部分については大変工夫をしていただいて、地場産のものの活用をかなり図っていただいているようですが、どんなに努力をしても上げられないものがあるというところは考慮した上で計画を立てるべきではないのかなと。立てるべきというよりも、そうしていただきたい。それが今の中では 72%は手の届く範囲ですよという判断の中で、この目標に変更します、ではいいのですが、国の目標に沿った上で山梨県もこれにしますよという部分は、県内の状況もよく見ていただいた上での判断としていただきたい。お願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。事務局の方からコメントございますか。

(事務局)

文科省の考え方を受けているところもあるというふうに聞いてございます。

こちらの項目につきましては、直接の答えとならなくて恐縮ですが、保健体育課というところが所管しておりまして、そちらの方で決めたものを我々、消費者基本計画でも採用するという形になっております。いただいたご発言に関しましては、担当課の方にお伝えをして参りたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。他に何かありますか。

(委員)

今、ご回答がありました、文科省の数値を山梨県も導入するということは、高い目標を上げるということは良いと思うのですが、保健体育課がそれをいろいろ指導する

っていうか、掌握していて、その数値をもとに、消費者の方も上げてきたというのですが、やはり横の連携を随時取っていただかないと、あちらがこうしたからうちの方もここに載せますよってということだと、私たちがそのことについてどうなっているのかなどと聞いたときに、答えがすぐ出ないのではないかなと思っています。

いろいろな審議会もそうなのですが、そちらの課の方からもらった数値を出すのでしたら、もうちょっと連携を取って、自分のところの数値に出すのだからその辺もう少し把握をしていただいて、出していただければありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。委員からお話があったように数値目標ですけれども、往々にして、設定する数値ってというのは難しいかなと思うのですけれども、今お話あったように、連携取り合うなどしながら、極めて妥当性のある数値で目標を立てていただきたいというのが1つと、先ほどお話があったように、今回これに関しては、目標以上だったから目標を上げるっていうこと、これはまあまあいいとしても、目標に達しないことに関してはしっかり、なんでなのかということで、フォローする。

達しなかったから達しないでもいいや、では終わらないでしっかりその辺の事後のフォローもしっかりしていただきたいなと思いました。

他に何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後のその他ですけれども、その他に関して事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

(事務局・特に無し)

(議長)

それでは、今回の審議会において、予定されていた議題に関してはすべて終了したということで、皆さんどうもありがとうございました。

それでは、司会の方、お戻しいたします。

以上